

袋 集 金 規 定

1. (利用目的)

この袋集金用カバン（以下、「集金用カバン」という）は、当店における本人名義の当座預金、普通預金、その他の預金へ入金するため、当金庫職員が訪問した際に、利用して下さい。

2. (利用方法)

(1) 集金用カバンには現金のほか、預金に受け入れることのできる証券類（以下、「現金等」という）を、当金庫所定の入金票とともに入れ、カバン用鍵で施錠したうえ当金庫の職員にお渡し下さい。なお、入金票には、氏名、口座番号、入金額、金種、その他必要事項を記入下さい。

(2) 集金用カバンをお預かりしたときは、袋个数、カバン NO を記載した当金庫所定のお受取書を発行します。

3. (預金への受入処理)

(1) お預りした集金用カバン内の現金等は、当金庫所定の手続きにより確認のうえ、指定の預金口座に受入れますので、遅滞なく受入金額を確認して下さい。

(2) 前項の取扱いにあたり、入金票に記載された金額が当金庫で確認した現金等の金額と相違している場合には、預金の受入金額は当金庫で確認した金額によるものとします。

4. (カバンおよび鍵の喪失等)

集金用カバンおよび正鍵の保管には、十分ご注意下さい。万一喪失、破損したときは、すぐ当金庫に通知して下さい。この場合には、その作成または修理に要する費用を申し受けます。

5. (解約等)

この契約は、本人または当金庫の都合により、いつでも一時中止または解約することができます。なお、解約の場合は、集金用カバンおよび正鍵を直ちに当金庫へ返して下さい。

6. (譲渡・転貸等の禁止)

集金用カバンおよび正鍵は、他に転貸したり譲渡することはできません。

7. (損害の負担等)

この定めに違反してご使用になったために生じた損害については、当金庫はその責任を負いません。

8. (規定の準用)

この規定に定めのない事項については、当金庫の当座勘定規定、普通預金規定等の該当する預金規定により取扱います。

9. (規定の変更等)

(1) 本規定は民法第548条の2第1項に定める定型約款に該当するため、当金庫は本取引の内容、料率、手数料、利用時間や限度額等の取引条件について、同法第548条の4の規定により、次のいずれかの場合に本規定の条項を変更できるものとします。

① お客さまの一般の利益に適合する場合

② 法令、経済情勢、経営状況の変化・変動その他の事情に照らして、本規定の変更が合理的である場合

(2) 前項により本規定の条項を変更する場合には、本規定を変更すること、その内容および変更の効力発生時期を、店頭掲示および当金庫のホームページに掲載します。

(3) 前項に定める変更の効力発生時期は、店頭掲示および当金庫のホームページの掲載によりお客さまが変更を周知するのに必要と判断される期間を経過した後の時期を定めるものとします。

以 上

R02.04